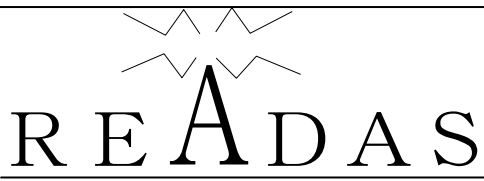


第 4441 号 (2-2)	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 3月12日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 医療費控除における交通費

Q：医療費控除には、交通費も入ると聞きました。どんなものでも入るのですか？

A：通院のためのバス代や電車代は対象になりますが、通院のためのタクシー代などは一定の場合を除き対象になりません。

【解説】

医療費控除の対象には、医療費だけでなく、診療や治療を受けるために直接必要な通院費用なども含まれることとなっています。

したがって、通院のために必要なバス代や電車代は、医療費控除の対象になりますが、タクシーを使っただけの通院というのは、病状等からみて、歩行ができない場合や電車やバスが利用できない場合などに限定されることとなります。例を挙げますと、次のようになります。

- ・通院のためのガソリン代・・・×
- ・通院の付添人の交通費・・・○
- ・マイカー通院した場合の駐車場代・・・×
- ・入院中の子供に付添うための通院費・・・×
- ・遠隔地の医師の治療を受けるための交通費
・・・その病院でないといけない理由がある場合は○、ただし、宿泊するような場合の宿泊費は×
- ・医者へタクシーで往診に来てもらった場合のタクシー代・・・×
- ・入院患者が一時帰宅する場合の帰宅費用
・・・×
- ・外国の名医の治療を受けるための旅費や宿泊費・・・×

